

## 北朝鮮による核実験の実施について（その後の経過）

平成 18 年 10 月 25 日

核不拡散科学技術センター

### 1. 国連安保理決議の採択

#### (1) 決議の内容

10 月 14 日、国連安全保障理事会は、北朝鮮が実施したとする核実験により、国際平和と安全に対する明白な脅威が存在すると認定し、北朝鮮に対し、六者会合への即時無条件復帰を求めるとともに、国連憲章第 7 章第 41 条に基づく、以下の非軍事的制裁措置を主内容とする決議案 1718 を全会一致で採択

- 北朝鮮に対する、兵器、大量破壊兵器計画に寄与する物資、ぜいたく品の輸出の禁止
- 北朝鮮からの兵器、大量破壊兵器計画に寄与する物資の輸入の禁止
- 全ての国連加盟国に対し、それぞれの国内法の手続きに則り、北朝鮮の大量破壊兵器計画に関与、あるいは同計画を支援する個人、団体が保有、管理する資金、その他の金融資産等を即時に凍結するよう要求
- 全ての国連加盟国に対し、北朝鮮の大量破壊兵器計画に関する政策に責任を有する個人に対する入国、または通過を認めないよう、必要な措置をとるよう要求
- 大量破壊兵器及びその関連物質の不法取引を阻止する為、全ての国連加盟国に対し、それぞれの国内法及び国際法に従い、必要に応じ、北朝鮮に出入する貨物の検査を含む、協調行動をとることを要請

全ての加盟国は、これらの制裁を効果的に履行する為にそれが実施した措置を、30 日以内に、安保理に報告することが求められている。

また本決議に基づいて、安保理のメンバー国から構成される委員会が設置され、以下の活動を実施

- 決議の履行状況に関する情報を収集
- 違反があった場合の調査、対応
- 禁輸の対象となる追加品目の決定
- 金融資産の凍結、入国、通過禁止の対象となる、追加的個人、団体の指定
- 決議履行にあたってのガイドラインの策定
- 決議の実効性を強化する方法に関して、90 日ごと、あるいは、それ以上の頻度で安保理に報告

\*当初の米国の提案は、国連憲章第7章のみに言及していたが、第42条に規定される軍事制裁の可能性を残すものとして中露が反対した。(本決議に含まれない追加的措置が必要となった場合は、更なる決議が要求される旨、明記) また、貨物検査についても、当初の案では、加盟国による義務化を求めていたが、中露との妥協により、履行の方法について加盟国の裁量を大幅に認めるものとなつた。

## (2) 北朝鮮の反応

パク国連大使は、決議採択後、以下を発言した後、退席。

- 国連安保理が本決議を採択したのは、「ギャングスター的な」行為であるとして、全面的に受け入れを拒否
- 米国による先制攻撃の脅し、軍備の拡大及び朝鮮半島付近での大規模軍事演習に対し、国連安保理が何も行動をとらないことと較べてダブルスタンダードとして非難
- 北朝鮮による核実験は、米国による脅威、制裁、圧力により、自衛の為に、核兵器保有を証明する目的で、やむなく実施したものであり、対話と交渉を通じて朝鮮半島を非核化するという意思は不变
- 北朝鮮は対話と対決、両方に応じる用意があり、もし、米国が北朝鮮に対する圧力を増し続ければ、宣戦布告とみなし、物理的対抗手段をとり続ける。

## (3) 決議案採択後の対応

### 1) 米国

国連決議の履行（貨物検査）にあたり、PSIの強化、拡大により対応することを関係国に働きかけ（ライス国務長官を関係国に派遣）

### 2) 中国

#### ① 決議案採択直後の王国連大使の発言

「中国が貨物検査を実施するのは政治的に困難」

#### ② 10月16日の王国連大使の発言

「中国は北朝鮮に出入する貨物の検査を実施する。検査（inspection）はイエスだが、妨害（interception）、阻止（interdiction）とは異なる。（安保理決議のうち、貨物検査については、）各国によって、履行の方法が異なっても構わないのではないか。」

#### ③ 以下の措置を実施中

- 中朝国境における貨物検査
- 中国南方航空による平壤便の運行中止
- 中国の主要銀行による北朝鮮に対する送金作業の停止
- 北朝鮮の経済的利益を含む金融取引の制限

- 丹東周辺の国境沿いに北朝鮮住民の脱出防止用とみられる鉄条網を長さ約20キロにわたり設置

尚、石油輸出の段階的禁輸を検討中との報道あり（10月20日、International Herald Tribune）

### 3) 韓国

PSIへの参加には慎重姿勢を崩さず。

南北経済協力の2大事業である金剛山観光と開城工業団地開発事業については国連決議の適用外として継続する方向

### 4) ロシア

具体的措置は発表していない。

### 5) 豪州

北朝鮮船などへの船舶検査に参加する用意を表明（10月15日、ネルソン国防相）

北朝鮮船舶の豪州への入港を全面的に禁止する方針を表明（10月16日、ダウナー外相）

### 6) その他

英仏両国の外務省は決議案採択を歓迎する声明を発出

## 2. 「核実験」の評価

### (1) 「核実験」であったか否かの評価

#### 1) 米国

10月16日、ネグロポンテ米国家情報長官は、北朝鮮が核実験を実施したことを確認したと発表。11日に採取した大気中のサンプルから放射性物質が検出されたとし、分析した結果より核実験の爆発はTNT火薬相当で1キロトン未満であったこと、場所は豊溪里近くであったとの見解を発表した。発表は実験の成否については言及しておらず、採取された放射性物質の詳細などについては公開されていない。

#### 2) 韓国

10月25日、韓国政府は、韓国内で採取した大気中から放射性物質（キセノン）が検出したことを明らかにした上で、北朝鮮が地下核実験を実施したことが確認されたと発表した。

#### 3) ロシア

イワノフ国防相は、実験直後に、「北朝鮮が核実験を実施したのは100%確実」とする見解を表明

#### 4) CTBTO

10月13日、包括的核実験禁止条約(CTBTO)準備委員会特別会合において、北朝鮮の核実験実施を裏付ける放射性物質が同条約に基づく国際監視網(IMS)で観測されていないことが報告された。

#### 5) IAEA

ハイノネン事務次長・保障措置局長は北朝鮮が核実験を行ったかどうかの確信がないとした見解を述べた。(Austria Today, Oct. 17, 2006等より)

尚、日本政府は核実験であったことを確認する見解を発表していない。

#### (2) 核爆弾の種類

米政府の公式な見解は発表されていない。

米情報機関は、大気中のサンプルの分析の結果として、核爆弾がプルトニウム型のものと結論づけたとの報道(10月16日、New York Times)がある一方、米国の科学国際安全保障研究所(ISIS)のオルブライト所長は、読売新聞の取材に対し、「北朝鮮の核実験で使われたのがプルトニウム型爆弾とは、まだ確定できない。米政権の意見も一致していない。」との見解を語っている。(10月24日、読売新聞)

#### (3) 実験の場所

以下の通り、各国の分析はほぼ一致している。

日本(気象庁)：北緯41.2度、東経129.2度

米国(米地質調査所)：北緯41.294度、東経129.094度

韓国(地質資源研究院)：北緯41.28度、東経129.10度、咸鏡北道吉州郡と化城郡の協会付近から約7キロ西に離れた地点。吉州郡豊溪里に近い。

CTBTO：北緯41.31度、東経129.02度

#### (4) 実験の規模

以下の通り、各国の分析にはバラツキがある。

米国：1キロトン未満

韓国：約400-500トン

ロシア：5-15キロトン

日本(東大地震研の分析)：500トン-3キロトン

尚、長崎に投下された爆弾は22キロトン相当

\*いずれにせよ、核兵器国がこれまで最初に核実験を実施した際の規模(10-60キロトン)に較べて、きわどって小さい。米情報機関関係者は、今回の実験が、恐らく部分的に失敗に終わったとの見方を示している。

### 3. 北朝鮮の動き

(1) 金永南（キム・ヨンナム）最高人民会議常任委員長による声明（10月16日）

北朝鮮のナンバー2とされる金永南委員長は、「わが軍隊と人民を大きく鼓舞し、喜びを与えた歴史的な出来事であり、朝鮮半島と周辺地域の平和と安全を守ることに寄与した」とし、核実験は「米国の孤立圧殺策動が極限点を超えた情勢の下で、核戦争の挑発と制裁・圧力の策動に対処する新たな対抗措置」との声明を発した。朝鮮中央通信（東京）が平壌放送の報道として伝えた。

(2) 米国ABCによる北朝鮮Ri将軍のインタビュー（10月19日）

「もしブッシュ大統領が北朝鮮を屈服させようとし続けるならば、戦争は避けられない。」

### 4. 各国政府要人等の発言

(1) 米国

ABCによるブッシュ大統領のインタビュー（10月18日）

もし北朝鮮が核兵器を売ろうとした場合は、重大な結果を招くと強く警告。

「米国は、あらゆる手段を利用して、北朝鮮による核兵器の拡散を阻止する。」

(2) 中国

胡錦濤国家主席（10月17日）

訪問した衆議院議長に対し、北朝鮮の核実験について、「北朝鮮に対しては、国際社会の強烈な反応を知らしめる必要がある」と述べ、異例の強い表現で、北朝鮮の核保有阻止のため強い圧力をかけるとの基本姿勢を表明。

(3) ロシア

イワノフ国防相（10月14日）

「北朝鮮が交渉の場に復帰し、進展が見られれば、制裁は解除すべき。」

### 5. 日本政府の対応

(1) 追加制裁

以下を内容とする追加制裁措置を閣議決定（10月13日）

-北朝鮮からのすべての品目の輸入と北朝鮮籍船舶の日本入港の全面禁止

-北朝鮮籍を持つ個人の入国の原則禁止

\*期間は半年間

(2) 船舶検査の履行に関する検討

船舶検査法に基づき、海上自衛隊が自ら船舶検査に参加するほか、米艦船に対し、周辺事態法に基づいて給油などの後方支援を実施することを検討中

政府は 1999 年、周辺事態法適用の具体例の一つとして「ある国の行動が国連安保理で平和への脅威と決定され、経済制裁の対象となる場合」を挙げており、今回の一連の事態はこれに該当するとの判断。

ただし、周辺事態法は対米協力に限った法律であることから、政府・与党内では「米軍以外にも後方支援できるよう新たな法整備を行うべきだ」との意見も出ている。

### (3) 政府・与党要人による、日本の核武装の可能性に関する発言

#### 1) 安倍首相（10月10日、衆議院予算委員会）

「我が国の核保有という選択肢は全く持たない。非核三原則は一切変更がないということをはっきり申し上げたい」と明言

#### 2) 自民党中央川政調会長（10月15日、テレビ朝日）

「(日本の) 憲法でも核保有は禁止されていない。核があることによって(他国に) 攻められる可能性が低くなる。あるいは、やれば、やりかえす、という論理は当然あり得る。議論は当然あっていい」

#### 3) 麻生外務大臣（10月18日、衆議院外務委員会）

「核保有について議論することは大事」

ブッシュ米大統領は 16 日の米 FOX テレビとのインタビューで、北朝鮮の地下核実験実施に関連し、「(核兵器に関する) 立場を再検討しているという日本側発言を、中国が懸念していることを知っている」と述べ、暗に日本の核武装論議を牽制した。

### (4) 放射能の測定

北朝鮮による核実験発表を受けて、10 日から放射能の測定強化を続けてきたが、これまで集めたデータに異常は見つかっておらず、放射能対策連絡会議は、24 日にこうした措置を打ち切ることを決めた。25 日から、数カ月～1 年に 1 回の定期報告に戻す。尚、自衛隊機が毎日収集している上空のちりの放射能測定は続けるとしている。

## 6. 再実験への動き

### (1) CNN 等の報道によれば、米国情報機関が北朝鮮の 3 つ以上のサイトで、核実験の準備と見られる動きを確認

(最初の核実験の前に見られた動きと類似)

### (2) NBC テレビは 17 日、米高官の話として、北朝鮮が中国当局に対し、「複数回の新たな核実験を実施する」と通告したと報じた。

## 7. 外交努力

### (1) ライス国務長官による日韓中露歴訪

#### 1) 日米外相会談（10月18日）

- 日米安保体制の下での米国の日本防衛のためのコミットメントはいかなる状況でも堅持されることを改めて確認
- 北朝鮮に対し、更なる事態の悪化を招く如何なる行動をも慎むよう最大限の自制を求め、直ちに無条件で六者会合に復帰するよう呼びかけ
- 日米が他の国と協力しながら安保理決議 1718 の下での全ての措置を迅速かつ効果的に履行することを確認
- 北朝鮮に出入りする船舶の貨物検査を含む、決議履行の具体策については今後、事務レベルで協議

尚、共同記者会見後の質疑の中で、麻生外相は、

「新たに核武装を用意するというような立場は全く日本政府にはない。また、今核武装をする必要がないのは、いわゆる日本の防衛のために日米安全保障条約が確実に作動（work）するとのコミットメント（というか reconfirmation というもの）がライス長官からなされたからである。」旨、発言

#### 2) 米韓外相会談（10月19日）

- 韓国に対する安全保障のコミットメントの確認
- 国連決議の履行（特に貨物検査に関して）に関する意見交換
- 韓国側から、南北経済協力の2大事業である金剛山観光と開城工業団地開発事業について、撤退する意思がないことを表明

#### 3) 日米韓外相会談（10月19日）

以下の点で一致

- 北朝鮮の核保有、核実験は断じて認められない。
- 北朝鮮は2回目の核実験を含め、事態をさらに悪化させてはならない。
- 北朝鮮は核廃棄に向けた具体的な動きを示し、六者会合に復帰する必要がある。
- 国連安保理の北朝鮮制裁決議をすべての加盟国が実施する必要がある。

#### 4) 米中外相会談（10月20日）

安保理決議を完全に履行すること、六者会合による交渉の道を残すことの重要性を確認

## 5) 米露外相会談（10月21日）

米側から安保理決議の実施に向け、ロシアの協力を求めた。

ロシアは対話による解決を主張

## (2) 中国・唐国務委員の米露、北朝鮮訪問

- 1) 中国は、唐家セン国務委員（前外相）を胡錦濤・国家主席の特使として、米露に派遣し、安保理決議採択をにらんでの意見調整を実施（10月12,13日）
- 2) 10月19日、胡主席の特使として金正日総書記と会談、唐氏は、胡主席からのメッセージとして2回目の核実験自粛や六者会合への早期復帰などを強く促したとされるが、北朝鮮は従来の立場を変えず、特段の進展はなかった。（韓国聯合通信は北京の外交消息筋からの情報として、金総書記が唐国務委員に対し、核実験に対する謝罪や追加核実験の計画はないことを伝えたと報道したが、10月24日、中国外務省は北朝鮮側から謝罪がなされたことを否定。また、追加核実験については、計画はないとの発言はあったものの、圧力に直面すれば、更なる行動をとる権利を保留するとし、再度の核実験に含みを残したものとされる。）

## 8. 総括

- (1) 最終的に採択された国連安保理決議の内容は、当初、日米が目指した決議案よりも弱いものになったが、全会一致で、しかも、1週間以内に決議案が可決されたことにより、国際社会が統一した意思を示したことは評価できる。北朝鮮に影響力を有する中韓両国がどのような形で制裁、特に船舶検査に参加するかにより、決議が実効性を有するものになるかが左右される。
- (2) 米国は、ライス国務長官を関係国に派遣するなど、制裁の具体化に向けた調整を精力的に実施している。ブッシュ大統領の発言に見られるように、米国にとっての最大の懸念は、北朝鮮により核兵器が拡散し、他の国や非国家主体にわたることにある。
- (3) 中韓は、北朝鮮への圧力を強めすぎることにより、金政権が崩壊し、地域の不安定化を招くことへの懸念からか、強い制裁には慎重な姿勢をとってきたが、中国は、国境における貨物検査の実施等、日米と連携し、制裁を強化する方向に舵を切りつつある。（ただし、公海上での臨検には慎重）
- (4) 韓国は、制裁強化に関して慎重な姿勢を崩していない。

## 9. 今後の展開

- (1) 北朝鮮が9日に実施した核実験が失敗であったとすれば、国家的威信を回復する観点からも、核抑止力の獲得への重要なステップとして、核爆発能力を有することを誇示する必要があるとの観点からも、追加核実験を実施する可能性は高いと考えられる。

- (2) ただし、唐委員が胡主席のメッセージを伝えたのにもかかわらず、北朝鮮が再度、核実験を実施すれば、中国の面子を完全につぶすことになり、中朝関係は更に悪化する可能性がある。一部に、中国が石油の段階的禁輸を検討中との報道があり、実施されれば、北朝鮮に対し、大きな経済的打撃を与えるだけに今後の動向が注目される。また、追加核実験が実施された場合の安保理での制裁強化論議は避けられない。
- (3) 一方、北朝鮮には六者会合に戻るという選択肢もあるが、制裁解除等の条件をつけてきた場合、制裁を維持するか否かで日米と中韓露の対応が割れる可能性がある。
- (4) ただし、六者会合が再開したとしても、現在の米国、北朝鮮の政策を見る限り、実質的進展が図られるか否かは不透明

以上